

## 新たな沖縄県指定史跡の指定についての報告

文化財課

### 1 沖縄県指定史跡「野嵩スディバナビラ石畳道」の指定

沖縄県文化財保護条例第 32 条第 1 項の規定に基づき、「野嵩スディバナビラ石畳道」を沖縄県指定史跡に指定した。なお、指定日は沖縄県公報に登載された令和 7 年 6 月 27 日付けとなり、沖縄県指定史跡としては、令和 6 年 11 月 29 日に指定された那覇市の「第 32 軍司令部壕（首里司令部壕跡）」以来となる 57 件目となる。

### 2 文化財の概要

- ①名 称：野嵩スディバナビラ石畳道
- ②種 別：沖縄県指定史跡
- ③所 在 地：宜野湾市野嵩三丁目 1324 番 1 地先から北中城村字安谷屋赤畠原 448 番 3 地先まで 外 1 筆
- ④指定基準：沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準  
第 6 県指定史跡名勝天然記念物指定基準  
1 史跡 （7） 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他  
経済・生産活動に関する遺跡
- ⑤所 有 者：宜野湾市、北中城村
- ⑥面 積：713.55 m<sup>2</sup>
- ⑦解 説：

野嵩スディバナビラ石畳道は、近世琉球期に整備された宿道のうち、宜野湾間切と中城間切を繋ぐ一部で、「スディバナビラ（袖離れ坂）」の名称は「護佐丸・阿麻和利の乱（1458 年）」で敗れた護佐丸の妻子がこの道を通って逃げる際に、追手の放った矢が妻の袖を引き裂いたとの故事に由来する。普請年代は不明だが、18 世紀末に作製されたとみられる『琉球国惣絵図（間切集成図）』に描かれていることから遅くともこの時期には整備されていた可能性が高い。

東西に延びるこの石畳道は、戦後まで利用されていたが 1970 年代以降からは利用者が減り、西側は土砂に埋もれ失われたとされていたが、宜野湾市教育委員会が令和元年から実施した発掘調査によって良好に残存していることが分かった。埋もれていなかった東側は、平成元年には宜野湾市指定史跡となっていたが、この調査成果を受け、令和 5 年には西側まで指定範囲を広げた。

この石畳道は、西へ行くについて勾配がきつくなる斜面地に造られている。比較的勾配の緩い東側は道が真っ直ぐ伸び、勾配のきつい西側は蛇行し敷石も比較的大きく突出しているという違いがあり、当時の土木技術を解明していくうえで非常に重要な遺跡であることから、沖縄県指定史跡に指定して適切な保存と活用を図る必要がある。

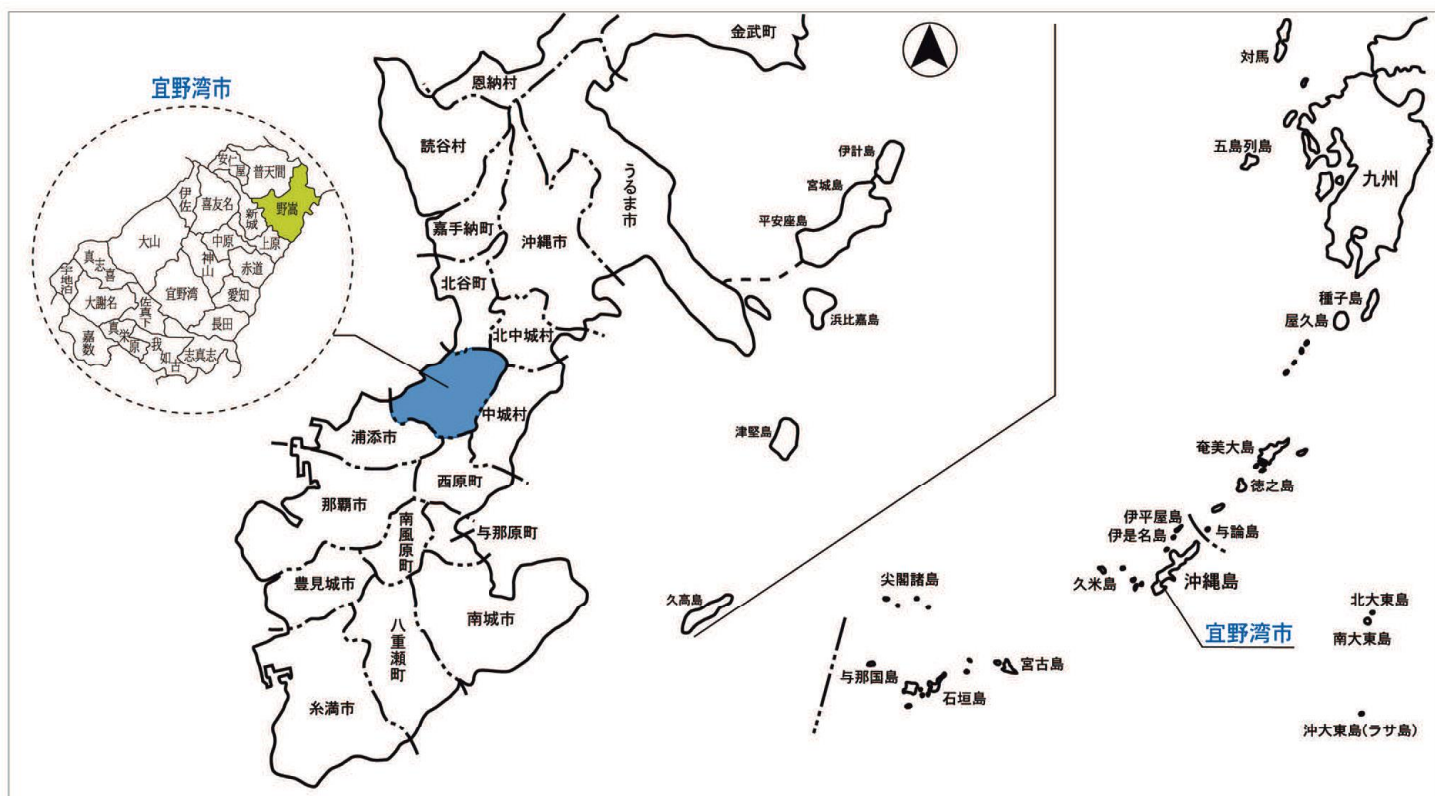


図 1 宜野湾市野嵩の位置

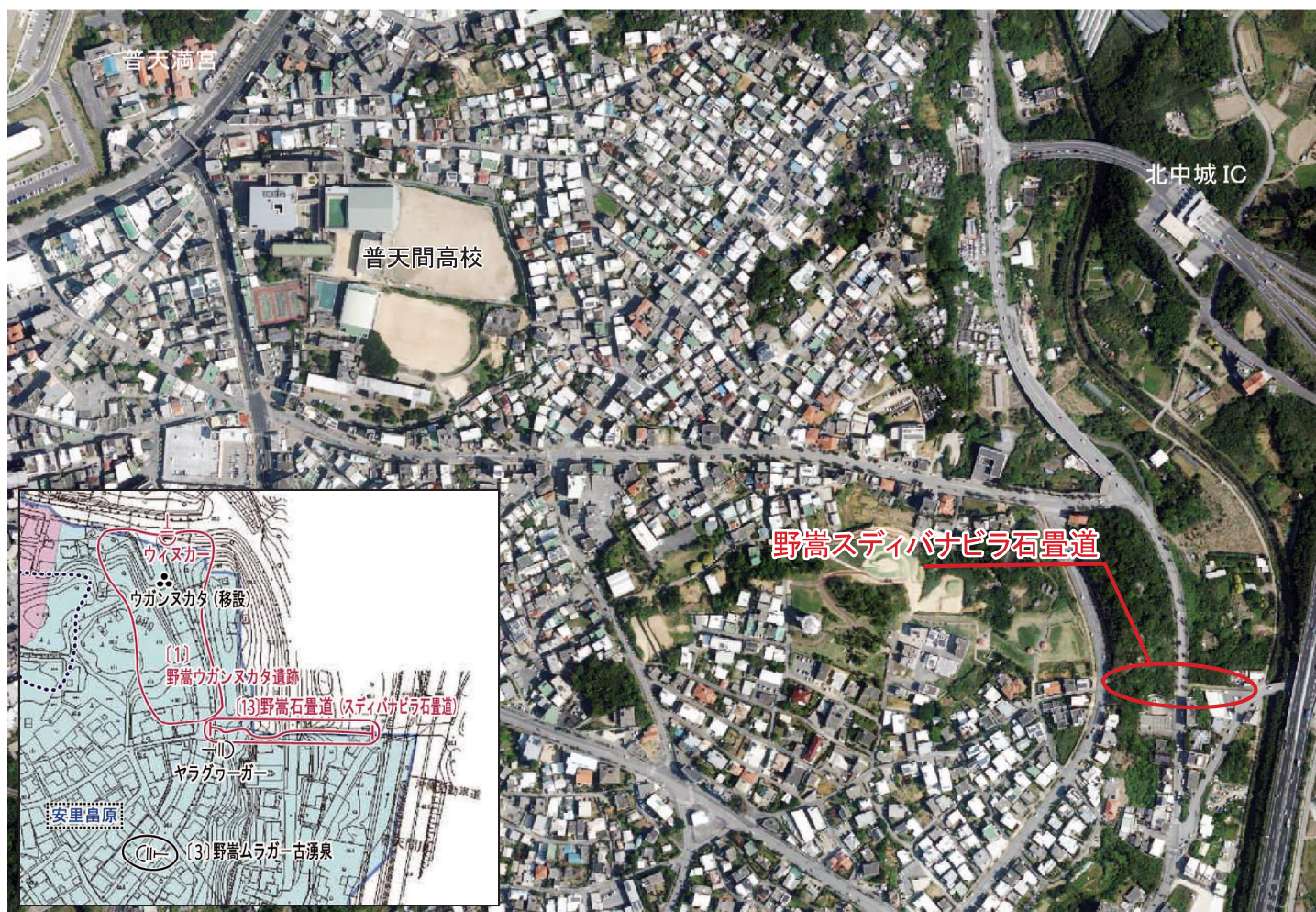


写真 1 野嵩スディバナピラ石畳道の位置





写真2 野嵩スディバナビラ石畳道 遠景（東から）



写真3 野嵩スディバナビラ石畳道（西側）

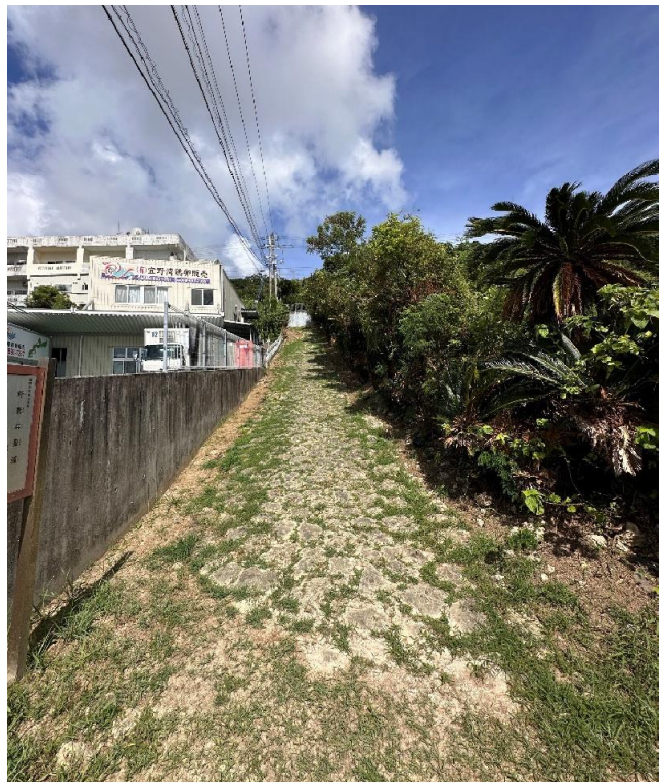


写真4 野嵩スディバナビラ石畳道（東側）